

機構に関する税法上の居住者身分声明文書

機構名称：_____

一、機構分類：

☐ 1. 受動的 NFE (Non-Financial Entity) (当項目に該当する場合、同時に支配者に関する税法上の居住者身分声明書をご記載ください。)

☐ 2. 他の NFE

二、機構に関する税法上の居住者身分：

☐ 1. 税法上の中国居住者 (当項目を該当する場合、直接第五項の内容をご記載ください)

☐ 2. 税法上の非居住者

☐ 3. 税法上の中国居住者及び他国(地区)税法上の居住者

三、機構の基本情報

1. 機構名称 (英文)：_____

2. 機構住所 (英文またはローマ字)：_____ (国) _____ (省) _____ (市)

3. 機構住所 (中文)：_____ (国) _____ (省) _____ (市) _____ (海外の場合は記入不要)

四、納税所在国(地区)及び納税法人識別番号：

1. _____

2. (ある場合) _____

3. (ある場合) _____

納税所在国(地区)の納税法人識別番号を提供出来ない場合、原因を下記にご記載ください：

☐ 納税所在国(地区)より納税法人識別番号が発行されない

☐ 口座名義人が納税法人識別番号を未取得の場合、具体の原因をご記載ください：

五、本機構は、上記情報の真実性・正確性と完全性を確保し、該当情報に変更があった場合、変更日より 30 日以内にみずほ銀行（中国）有限公司（以下、みずほ銀行という）に通知しなければならない。また、本機構情報の変更をみずほ銀行に通知しなかった場合、これによるすべての責任は本機構が負担する。

署名（及び公印）：

日付：

（署名者身分は機構の授権代表者であることが必要）

参考説明：

1. 中国税法上の居住者企業とは、中国の法律に基づき中国国内に設立されたもの、あるいは外国(地区)の法律に基づき設立し、実質的な支配が中国国内企業であるもの。
2. 中国税法上の非居住者企業とは、(中国以外)他の納税管轄地区の納税居住者企業である。但し、政府機関、国際組織、中央銀行、金融機関あるいは株式市場の上場企業及び関連企業を除くこと。上記の株式市場とは、所在地の政府に認可及び管理される株式市場である。他の納税管轄地区の納税居住者企業に関する判定基準及び納税法人識別番号の関連情報を中国国家税务总局のWebサイトにご参照下さい(http://www.chinatax.gov.cn/aeoi_index.html)。
3. 金融企業とは、預金機関、委託管理機関、投資機関、特定の保険機関及びかかわる分岐機関に該当する。(1) 預金機関とは、日常経営活動の中に預金の預かりを行う機関であるもの；(2) 委託管理機関とは、直近の三つ財務年度の総収入に顧客の金融資産部分が20%以上を占めている機関である。尚、設立日から三年未満の場合、存続期間をベースで計算する。(3) 投資機関とは、下記のどちらの条件に該当する機関あるいは実体：A. 直近の三つ財務年度の総収入に顧客向けの投資、金融資産の運営部分が50%以上を占めている機関である。尚、設立日から三年未満の場合、存続期間をベースで計算する。B. 直近の三つ財務年度の総収入に投資、再投資あるいは金融資産の売買部分が50%以上を占めて、預金機関、委託管理機関、特定の保険機関あるいはAに該当する投資機関の管理且つ投資方針をつとめる機関。尚、設立日から三年未満の場合、存続期間をベースで計算する。C. 証券の投資基金、プライベートファンド投資基金等、投資や再投資あるいは金融資産の売買を目的として設立した投資実体である。(4) 特定の保険機関とは、現金価値の保険あるいは年金業務につとめる機関である。尚、保険機関とは、昨年度の総収入に保険、再保険及び年金契約部分が50%以上を占めている機関、あるいは昨年度の総資産に保険、再保険及び年金契約部分が50%以上を占めている機関である。
4. 受動的NFE(Non-Financial Entity)とは、(1) 昨年度の総収入に株式配当金、利息、賃貸料金、特許使用費用(貿易あるいは実質の経営活動により賃貸料金や特許使用費用を除く)、及び上記の収入にかかわる金融資産の転売収入部分が50%以上を占めている非金融機関である；(2) 昨年度末の総資産に上記の収入にかかわる金融資産が50%以上を占めている非金融機関である。監査済である財務諸表に基づき確認する；(3) 納税居住者国(地区)が金融口座納税情報の自動交換基準を実施しない投資機関である。金融口座納税情報の自動交換基準を実施する納税管轄国(地区)リストを中国国家税务总局のWebサイトにご参照下さい(http://www.chinatax.gov.cn/aeoi_index.html)。金融機関納税居住者国(地区)が主にどこの納税管轄地区に管轄されるかによって判断する。信託で構成された金融機関の場合、主に受託者の納税居住者身分により当金融機関の納税居住者国(地区)が決定されること。金融機関(信託以外)が納税居住者身分が持っていない場合、登記所在地、実際の支配を実施する場所、あるいは管轄される場所の納税居住者をみなしである。企業、合併企業、信託企業、基金企業が受動的NFEに該当する可能。
5. 支配者とは、機構を実質的に支配する個人である。
会社の支配者の判定ルールは以下の通り：
 - (1) 直接あるいは間接的に会社の25%超の株式あるいは決定権利を所有する個人である
 - (2) 人事、財務等を応じて、会社を支配する個人である
 - (3) 会社の高層管理者である

合併企業の支配人とは、25%以上の合併権益を所有する個人である；信託の支配人とは、信託の委託者、受託者、受益者及び信託の実施に最終支配する個人である；基金の支配人とは、25%超の権益分を所有するあるいは基金を支配する個人である。

6. 政府機構・国際組織・中央銀行・金融機構或いは証券市場上場取引の会社及び関連機構、または政府機関・軍隊・武装警官部隊・町会・村民委員会・コミュニティ委員会・社会団体等の単位は、当声明書の記入は不要である。